

第1 監査の請求

1 大阪府職員措置請求書の提出

令和5年3月16日

2 請求人

略

3 請求の要旨

別紙1記載のとおり。

第2 請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象とした事項

令和3年度に大阪府議会議員である杉江友介議員（以下「対象議員」という。）が事務所費及び人件費に充当した政務活動費に係る支出

2 監査対象としなかった事項

本件請求書においては、請求の対象は、対象議員の錯誤による平成29年度から令和3年度の政務活動費収支報告により、事務所費・人件費として過分に支出された金員について、知事が損害の徴収を怠っていることと記載されている。

最高裁判所第三小法廷平成14年7月2日判決（以下「平成14年判決」という。）は、「監査請求の対象として何を取り上げるかは、基本的には請求する住民の選択に係るものであるが、具体的な監査請求の対象は、当該監査請求において請求人が何を対象として取り上げたのかを、請求書の記載内容、添付書面等に照らして客観的、実質的に判断すべきものであ」って、「怠る事実を対象としてされた監査請求であっても、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象とする場合には、当該行為が違法とされてはじめて当該請求権が発生するのであるから、監査委員は当該行

為が違法であるか否かを判断しなければ当該怠る事実の監査を遂げることができないという関係にあり、これを客観的、実質的にみれば、当該行為を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得」ないと判示している。

本件請求の対象は怠る事実であるが、平成29年度から令和3年度に対象議員が政務活動費を充当した事務所費及び人件費について按分率が不適切で過分に支出されたことにより、本府に生じた損害の賠償請求権を行使していないとする怠る事実が違法又は不当であるとの主張の適否については、当該公金の支出行為が違法又は不当であるか否かを判断しなければ当該怠る事実の監査を遂げることができないという関係にあることから、これを客観的、実質的にみれば、当該公金の支出行為を対象とする監査請求を含むものと解される。

そして、平成14年判決は、「監査請求が実質的には財務会計上の行為を違法、不当と主張してその是正等を求める趣旨のものにほかならないと解されるにもかかわらず、請求人において怠る事実を対象として監査請求をする形式を採りさえすれば、期間制限が及ばないこととすると、同項の趣旨（法第242条第2項。財務会計上の行為は、たとえそれが財務会計法規に違反して違法であるか、又は財務会計法規に照らして不当なものであるとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことは、法的安定性を損ない好ましくないことから、監査請求をすることができる期間を行為が完了した日から1年間に限るものとするもの）を没却することになるものと言わざるを得ない」とし、怠る事実を対象としてされた監査請求であっても、特定の財務会計上の行為を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得ない場合は、「当該行為のあった日又は終わった日を基準として」法第242条第2項を適用すべき旨判示している。

そうすると、本件住民監査請求においては、公金の支出があった日、すなわち概算払により交付された政務活動費の精算を行った日を基準として、法第242条第2項の規定を適用すべきである。

そして、法第242条第2項において、違法又は不当な公金の支出のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除いて、住民監査請求をすることができない旨規定されている。

これを本件請求にかかる政務活動費についてみると、その精算日は、後記第4の1(8)アのとおり、平成29年度分は平成30年6月29日、平成30年度は令和元年7月2日、平成31年4月分は令和元年7月26日、令和元年度分は令和2年6月30日、令和2年度分は令和3年6月30日、令和3年度分は令和4年7月11日である。本件請求書の提出のあった令和5年3月16日は、平成29年度分から令和2年度分の政務活動費の精算日（公金の支

出のあった日) から、いずれも1年を超えている。

これに対し、請求人は、本件請求にかかる平成29年度分から令和2年度分の政務活動費に係る財務会計行為から1年以上経過していることについて、令和4年の年末以来報道されている吹田市議会議員の政務活動費の私的流用に係る事案に伴い、請求人が対象議員の事務所の状況と、大阪府議会ホームページで公表されている対象議員の収支報告書を通覧することにより、収支報告と実際の状況に大きな乖離があると認め、多大な労力・時間・費用を費やして検討したことに基づくものであり、このような調査検討作業は通常一般の注意義務の範疇を超越しており把握することの出来ない「正当な理由」に該当するものであると主張している。

しかしながら、最高裁判所第二小法廷昭和63年4月22日判決は、「正当な理由の有無」は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによつて判断すべきもの」と判示している。

後記第4の1(8)イのとおり、政務活動費収支報告書等は、政務活動費の精算後の毎年度7月頃に一般の閲覧に供されるとともに毎年度8月頃大阪府議会ホームページで公表されており、また事実証明書として提出されているSNSの情報等についても公開されているものであって、秘密裡にされていたものではなく、請求人が相当の注意力をもって調査したとき、客観的にみて知ることができた事実である。

以上より、平成29年度分から令和2年度分の政務活動費については、政務活動費の精算日(公金の支出のあった日)から1年を経過したことに正当な理由があるという請求人の主張には理由がなく、監査の対象とは認められない。

3 監査対象部局

大阪府議会事務局(以下「府議会事務局」という。)

4 請求人の陳述

令和5年4月10日付けで、請求人に対し、同月19日に法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会(以下「請求人陳述」という。)を設ける旨通知したが、同月12日付けで、請求人から、請求人陳述を欠席する旨の連絡があったことから、請求人陳述は実施しなかった。

5 実地監査

令和5年4月14日、監査委員事務局職員が府議会事務局に対し監査を実施し、本件請求に係る対象議員から議長に提出された会計帳簿等の証拠書類の確認を行うとともに、政務活動費の概要等についての聞き取りを行った。

第4 監査の結果

1 事実関係

府議会事務局に対し調査した結果、次のとおりの事実が認められた。

(1) 政務活動費の概要

ア 関係法令等の定め

- ・ 法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定している。(平成24年の法改正において、従前の政務調査費から、名称が「政務活動費」とされたほか、対象となる経費に「その他の活動」が加えられた。)
- ・ 同条第15項は、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。
- ・ 同条第16項は、「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定している。
- ・ 大阪府は「大阪府政務活動費の交付に関する条例」(平成13年大阪府条例第61号。以下「条例」という。)及び「大阪府政務活動費の交付に関する規程」(平成13年大阪府議会規程第1号。以下「規程」という。)を制定し、政務活動費の交付に関して必要な事項を定めている。
- ・ 条例第1条の3は、議長の責務として、「大阪府議会議長(以下「議長」という。)は、政務活動費制度の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定している。
- ・ 条例第3条は、「議員の職務が、住民意思を代表し、政策を形成することであり、議会の役割が、知事その他の執行機関が行う施策の評価及び監視並びに政策の立案であることに鑑み、会派及び議員の職にある者には、政務活動費を交付す

る。」と規定している。

イ 政務活動費執行に当たっての基本原則

府議会は、「政務活動費の手引（令和3年7月）」（以下「手引」という。）を作成し、別紙2のとおり、「政務活動費は、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、府政に関する調査研究その他の活動に要した費用の実費に充当することを原則（実費弁償の原則）とした上で、会派及び議員が使途等について説明責任を果たすために」、「必要性・妥当性の原則」、「証拠主義の原則」、「透明性の原則」の3原則を満たすものとするとしている。

ウ 大阪府における現行制度

政務活動費に関する主な内容については次のとおりである。

（ア） 交付対象

会派及び議員（条例第3条）

（イ） 交付額（月額）

会派：59万円から当該会派が定めるその所属議員に対する政務活動費の月額を減じた額に当該所属議員の数（月の初日における所属議員数）を乗じて得た額（条例第4条第1項）

議員：59万円を限度として会派が一律に定める額（条例第5条第1項）

※会派に所属しない議員：49万円

※月の途中において、議員の任期満了等があった場合の当該月は日割をもって計算した額とする。

（ウ） 交付方法

毎月交付（条例第9条）

（エ） 収支報告

支出項目別の金額及び主たる支出の内訳等を記載した収支報告書を会計帳簿等の写しとともに議長に提出しなければならない。（条例第10条第1項）

※会計帳簿等（規程第5条第1項及び第2項）

- ・ 会計帳簿
- ・ 領収書貼付用紙（領収書が取得できない分は支払明細書の写し）
- ・ 活動記録簿
- ・ 事務所状況報告書
- ・ 職員雇用状況報告書（地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の6の

規定に基づき提出した給与支払報告書の写しを添付)

(オ) 残余額の返還 (条例第11条第1項、規程第9条第1項)

会派又は議員は、その年度において交付を受けた額に残余がある場合は、納入通知書の発行された日から20日以内に返還しなければならない。

(カ) 議長の調査 (条例第13条第1項)

議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、収支報告書及び会計帳簿等の写しについて、必要な調査を行う。

(2) 政務活動費の使途

ア 政務活動費を充当することができる経費

政務活動費に充てることができる経費の範囲について、条例第2条は、第1項において、「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等府政の課題及び府民の意思を把握し、府政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費」と定め、第2項において、「議員にあっては、別表第二に定める政務活動に要する経費に充てることができる」と定めている。

そして、条例別表第二は、「議員に交付する政務活動に要する経費」について、別紙3のとおり、「事務所費」にあっては「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と定め、「人件費」にあっては「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と定めている。

イ 使途基準について

府議会は、手引において、会派及び議員に交付する政務活動に要する経費に関する使途基準の項目・内容・主な例・考え方、及び、使途基準の運用指針について、別紙4のとおり定めている。

ウ 政務活動費の充当が不適当な例

府議会は、手引において、別紙5のとおり、政務活動費の充当が不適当な例が掲載されており、公職選挙法その他法令等の制限に抵触する事項、政党活動への支出、選挙活動への支出、後援会活動への支出、私的経費への支出が挙げられている。

(3) 会計帳簿への記載について

政務活動費は、会計帳簿に支払日で記載する方が領収書(又は支払明細書)と一致

するので整理・確認しやすいとして、原則として、支払いがなされた時点で計上することとしている。

年間一括払いのものについては、議員の任期中であれば、その効果が年度をまたがっている場合も、通常の処理と同様に支払いがなされた時点で計上することとしている。

(4) 府議会事務局における収支報告書及び会計帳簿等の確認

府議会事務局においては、条例第 10 条に基づき各会派の代表者及び議員から議長に提出された収支報告書及び会計帳簿等について、政務活動費の使途基準に沿った充当がなされているかどうかについて確認を行っている。確認の際には、条例第 1 条の 2 第 1 項で、「会派及び議員は、政務活動費が議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、当該交付の目的に沿って適正に政務活動費を使用するとともに、その使途を明確にすることにより府民に対する説明責任を果たさなければならない。」と定められていることを踏まえ、使途が明確になっているかについても確認を行っている。

(5) 領収書の取扱い

会計帳簿等のうち領収書について、手引には、「領収書には、日付、宛名、金額、品名等の表示、受取人名等の記載漏れが無いように注意してください。」と記載されている。ただし、会合参加時など大量に集中して発行される場合などで宛名の記載が困難な場合で、領収書の記載内容や他の証拠書類（活動記録簿等）により使途の確認が可能なときは、必ずしも宛名の記載を要しない取扱いがなされている。

また、レシート、クレジットカードの利用明細書、ATMから振り込んだ際に発行される利用明細書などは、領収書として取り扱われている。

(6) 事務所費について

事務所費は、議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費である（条例別表第二）。

府議会は、手引において、事務所費（事務所の賃借料・管理運営費等）は、次のような事務所としての要件を備えており、実際に政務活動に使用されている場合に政務活動費を充当できるとしている。

- ・事務所としての外形上の形態を有していること
- ・事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有してい

ること

- ・賃貸の場合は議員が契約者となっていること

ただし、その事務所を政務活動以外の用務にも利用している場合は、原則として政務活動の使用実態等に応じた按分をする必要があり、規程第5条第2項に定める「事務所状況報告書」(様式第11号)において、事務所の所有関係や基本となる按分率等を報告することとしている。

なお、府議会は、手引において、使途基準の運用指針として、事務所を政務活動以外の用務にも利用している場合の按分の考え方について、次のとおり記載している。

<原則>

- ・政務活動の使用実態に応じて按分する。
- ・光熱水費は、別メーターで実績又は使用実態に応じて按分する。
- ・維持管理費など日常維持運営に必要な経費は、面積区分などで実態按分する。

<使用実態で按分することができない場合の充当限度割合> (抜粋)

所有形態	使用形態	賃借料	光熱水費	維持管理費
第三者所有	政務活動+後援会活動	1 / 2	1 / 2	1 / 2
	政務活動+後援会活動 +政党活動	1 / 3	1 / 3	1 / 3

(7) 人件費について

人件費は、会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費である(条例別表第一及び別表第二)。

府議会は、手引において、政務活動の補助業務のために雇用した職員の給料、手当、社会保険料、アルバイト賃金等に政務活動費を充当できること、その経費に政務活動費を充当する場合は、雇用実態が客観的に確認できる証拠書類(雇用契約書、協定書(覚書)、勤務実績、毎月の支払い等)を適切に整理し、職員雇用状況を職員雇用状況報告書(地方税法第317条の6の規定に基づき提出した給与支払報告書の写しを添付)により報告すること、ただし、その者が後援会活動など他の業務にも携わっている場合には、政務活動に従事した業務実態の割合(平均時間、日数等)や協定書(覚書)等に基づき経費を按分する必要があることを記載している。

なお、手引は、規程第5条第2項に定める「職員雇用状況報告書」(様式第12号)について、業務実態による場合のほか、「職務内容による場合の按分率」として、次のとおり記載している。

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

(8) 政務活動費の精算日並びに収支報告書及び会計帳簿等の公表日について

前記第3の5の实地監査により確認した政務活動費の精算日並びに収支報告書及び会計帳簿等の公表日は、次のとおりである。

ア 対象議員の平成29年度分から令和3年度分の政務活動費の精算日について

対象議員の平成29年度分から令和3年度分の政務活動費の精算日は、次のとおりである。

平成29年度	平成30年6月29日
平成30年度	令和元年7月2日
平成31年4月	令和元年7月26日
令和元年度	令和2年6月30日
令和2年度	令和3年6月30日
令和3年度	令和4年7月11日

イ 平成29年度分から令和3年度分の収支報告書及び会計帳簿等の公表日について

平成29年度から令和3年度分の収支報告書及び会計帳簿等の公表日は、次のとおりである。

	一般閲覧開始日	HP公表日
平成29年度	平成30年7月2日	平成30年7月25日
平成30年度	令和元年7月8日	令和元年8月7日
平成31年4月	令和元年7月29日	令和元年8月28日
令和元年度	令和2年6月30日	令和2年7月30日
令和2年度	令和3年6月30日	令和3年7月30日
令和3年度	令和4年7月4日	令和4年8月3日

(9) 本件請求に係る会計帳簿等について

前記第3の5の实地監査により確認した対象議員から議長に提出された会計帳簿の内容等は、次のとおりである。

ア 対象議員の令和3年度政務活動費に係る収支報告について

対象議員は、令和4年4月30日付けで、議長あてに、令和3年度政務活動費収支報告書を提出した。令和3年度の収入は政務活動費6,060,000円、支出は合計で6,141,254円、収支差額は-81,254円である。

支出の内訳は、調査研究費137,000円、広聴広報費612,866円、資料購入費152,568円、事務所費1,818,540円、事務費731,080円、人件費2,689,200円である。

イ 令和3年度の政務活動費を充当した事務所費について

対象議員が令和3年度政務活動費収支報告書とともに提出した令和3年度事務所状況報告書には、次のとおり記載されている。

- ・住所 吹田市南高浜町26-3 電話06-6318-0055 延べ床面積 79m²
- ・賃貸物件（賃貸借契約先 森繁建設株式会社）
所有者 第三者
賃貸借契約書 有
- ・使用形態 専用事務所
他用途との兼用 後援会事務所
- ・賃料 月額153,000円（充当額 137,700円）
（按分率の積算）
使用実態による場合（使用面積又は使用時間による場合）
事務所全体面積79m²（A） 内、政務活動に使用する面積72m²（B）
（B）／（A）=72m²／79m² → 按分率 9／10
- ・主な経費の按分率
駐車場 来客兼用 9／20（6,750円）
維持管理費（光熱水費等） 9／10

ウ 令和3年度の政務活動費を充当した人件費について

対象議員が令和3年度政務活動費収支報告書とともに提出した令和3年度職員雇用状況報告書には、次のとおり記載されている。

- ・氏名 個人1名
- ・雇用期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日 40時間／週
雇用形態 直接雇用
保管書類 雇用契約書 賃金台帳 出勤簿等 租税関係 社会保険関係

- ・主な職務内容 政務調査活動及び後援会活動の秘書業務
- ・給料（賃金）額 249,000円（224,100円） 月給
- ・按分率 勤務実績による場合
政務活動業務（36時間）／（政務活動業務（36時間）+その他の業務（4時間））
→ 9／10

(10) 政治資金収支報告書等について

大阪府ホームページで公表されている対象議員の後援会の政治資金収支報告書及び日本維新の会大阪府吹田市支部（以下「政党支部」という。）の政治資金収支報告書の内容は、次のとおりである。

ア 令和3年分の対象議員の後援会の政治資金収支報告書について

対象議員の後援会が令和4年1月13日に大阪府選挙管理委員会に提出した令和3年分の政治資金収支報告書には、次のとおり記載されている。

- ・政治団体の名称 杉江友介後援会
- ・主たる事務所の所在地 吹田市南高浜町26-3
- ・会計責任者の氏名 杉江 友介
- ・事務担当者の氏名 前記(9)ウ記載の個人1名と同一の氏名
- ・電話06-6318-0055
- ・収入総額 1,006,245円
- ・支出総額 941,890円
 - うち、人件費 298,800円
 - 光熱水費 25,317円
 - 事務所費 323,414円
- ・翌年への繰越額 64,356円

イ 令和3年分の政党支部の政治資金収支報告書について

政党支部が令和4年2月9日に大阪府選挙管理委員会に提出した令和3年分の政治資金収支報告書には、次のとおり記載されている。

- ・政治団体の名称 日本維新の会大阪府吹田市支部
- ・主たる事務所の所在地 吹田市南高浜町26-3
- ・代表者の氏名 杉江 友介
- ・会計責任者の氏名 前記(9)ウ記載の個人1名と同一の氏名

- ・事務担当者の氏名 上記会計責任者と同一の氏名
- ・電話06-6318-0055
- ・収入総額 462,530円
- 支出総額 109,076円
 - うち、人件費 0円
 - 光熱水費 0円
 - 事務所費 0円
- 翌年への繰越額 353,454円

ウ 対象議員のホームページについて

対象議員のホームページの「事務所のご案内」のページには、事務所の住所及び電話番号とともに事務所外観の写真が掲載されている。住所及び電話番号は、前記(9)イのとおりである。また、事務所外観の写真には、外部から見えるように、対象議員のほか、本件請求日時点での大阪市長、国会議員及び吹田市議会議員の氏名が記載されたポスター等が掲示されている状況が写っている。

2 判断

(1) 監査の判断基準について

前記1(1)のとおり、法の定めを受けて制定された条例及び規程において、収支報告書等の提出先が議長とされていること（条例第10条第1項）、収支報告書等について必要な調査を行う権限が議長に与えられていること（条例第13条第1項、規程第12条第1項）、議長の責務として、政務活動費制度の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めることが定められていること（条例第1条の3）からすると、府議会における政務活動費制度の趣旨及びその目的は、議会の自主性、自律性を尊重しつつ、政務活動費の適正な使用を図ることにあるものと解される。

最高裁判所第一小法廷平成21年12月17日判決は、平成24年の地方自治法改正前において「政務活動費」に変更される前の政務調査費に係る政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨について、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派（以下、併せて「議員等」という。）との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される」と判示し、上記の趣旨に照らすと、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使用制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使用制限適合性を審査することを予定していないと解される」旨判示している。

そして、最高裁判所第二小法廷平成25年1月25日判決は、「本件使用基準が調査研究費の内容として定める「会派又は議員が行う目黒区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査…委託に要する経費」とは、議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費をいうものであり、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべきである」と判示している。

これらのことからすると、政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には議会が会派及び議員に共通する運用指針等の使用基準を定めるものであって、使用基準が議会のもつ裁量の範囲内で適法に定められたといえる場合は、政務活動に要する経費の適否は、議会の定めた使用基準に適合しているか否かにより

判断すべきである。また、政務活動費として支出された経費が使途基準に適合するか否かについては、収支報告書等の記載から客観的にうかがわれる活動の目的や性質を踏まえ、政務活動の実態があるか否か及び政務活動との間に合理的関連性が認められるか否かにより判断されるべきものである。そして、その判断に当たっては、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかうかがわれるような場合は、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査するのが相当である。

(2) 本件請求に係る各支出の違法性・不当性について

監査の対象は、前記第3の1に記載のとおり、令和3年度に対象議員が事務所費及び人件費に充当した政務活動費に係る支出であることから、前記1の事実関係を踏まえ、以下判断する。

ア 事務所費について

前記1(9)イのとおり、対象議員は、令和3年度事務所状況報告書において、事務所の使用実態について、使用面積によることとし、延べ床面積79平方メートルのうち72平方メートルを政務活動に使用している実態があるとして按分率を10分の9と算定したこと、他用途としては後援会事務と兼用していることを報告し、事務所の賃借料及び光熱水費について10分の9の按分率で政務活動費（事務所費）を充当している。

これに対し、請求人は、対象議員の事務所、後援会事務所及び政党支部事務所の3件の事務所が混在・兼用されており、使用状況等から政務活動、後援会及び政党支部の3種3用途の明確な場所及び時間帯を問わず区分なく混然一体的に使用されていたと判断できるとして、事務所状況報告書に記載された10分の9という使用面積による按分率には根拠はなく、手引に従い、使用実態が明らかでない場合の充当限度割合として3分の1の按分率を適用することが適当と判断される旨主張する。

確かに、前記1(9)イ並びに前記1(10)ア及びイのとおり、事務所状況報告書及び政治資金収支報告書の記載からは、対象議員の事務所、対象議員の後援会事務所及び政党支部事務所の所在地が同一で、電話番号も同じ番号であることが認められるものの、収支報告書の記載によれば、対象議員が当該事務所を政務活動のために使用する実態を有することは明らかであり、当該事務所を政務活動のために使用する面積割合が、10分の9を下回っていると直ちに認めることはできない。

よって、対象議員が当該事務所の賃借料及び光熱水費に10分の9の按分率で政務活動費（事務所費）を充当していることが使途基準に違反し違法又は不当であると明らかにかがわれる場合には当たらない。

イ 人件費について

前記1(9)ウのとおり、対象議員は、令和3年度職員雇用状況報告書において、職員の勤務実績により、職員1名について、週40時間勤務のうち、政務活動業務を36時間及びその他業務を4時間行っている実態があるとして按分率を10分の9とし、主な職務内容は政務調査活動及び後援会活動の秘書業務と報告し、当該職員の月給について10分の9の按分率で政務活動費（人件費）を充当している。

これに対し、請求人は、政務活動費で支払われる人件費の対象となっている職員は政党支部の事務担当者と同一人と解したうえで、政党支部に係る事務は政務活動費で支払われる人件費の按分対象とされていないとして、政務活動費収支報告書に記載された10分の9という按分率に根拠はなく、手引に従い、職務内容による3分の1の按分率を適用することが適当と判断される旨主張する。

確かに、前記1(9)ウ並びに前記1(10)ア及びイのとおり、人件費の対象となっている職員の氏名が後援会の事務担当者並びに政党支部の会計責任者及び事務担当者の氏名と同じであることが認められるものの、収支報告書の記載によれば、対象議員が当該事務所を政務活動のために使用する実態を有することは明らかであり、当該職員が対象議員の政務活動の補助業務を行っている勤務実績割合が10分の9を下回っていると直ちに認めることはできない。

よって、対象議員が当該職員の月給に10分の9の按分率で政務活動費（人件費）を充当していることが使途基準に違反し違法又は不当であると明らかにかがわれる場合には当たらない。

3 結論

以上より、本件支出が違法又は不当なものであるという請求人の主張には理由がない。よって、本件住民監査請求を棄却する。

令和5年3月16日付け 請求人提出

(1) 対象となる財務会計上の事実

大阪府会議員である杉江友介議員には、同議員が年度毎に提出する政務活動費収支報告書（以下、収支報告書と称す）において、平成29年度から令和3年度の5年間、毎年度6,060,000円（月額505,000円）が支払われていることが大阪府議会ホームページの公開情報から確認された。また、収支報告書添付の会計帳簿からは毎月10日（休日の場合は前日等）には月額である505,000円が受入されていることも確認出来る。

支出は、毎月事務所費として事務所賃料・水道電気料金が、人件費として職員給与と社会保険料が支出されている、この二つの項目は按分率が適用されており、その年度毎の按分率は下記の通りである。

- ・平成29年度（平成29年4月）～平成31年4月 事務所費：80%、人件費：60%

この間各年度の事務所状況報告書では、後援会事務所、政党事務所と兼用しており、按分率の積算根拠は、全体面積78㎡に対して、政務活動に使用する面積64㎡、 $64/78 = 4/5$ （80%）と記している。

この間各年度の職員雇用状況報告書では、雇用者は1名であり、主な職務内容は政務調査活動及び後援会活動の秘書業務、按分率の根拠は勤務実績により政務活動業務24時間、その他の業務16時間、 $24/40 = 3/5$ （60%）と記している。

- ・令和1年5月～令和1年度末（令和2年3月） 事務所費：90% 人件費：90%

この間各年度の事務所状況報告書では、後援会事務所、政党事務所と兼用しており、按分率の積算根拠は、全体面積78㎡に対して、政務活動に使用する面積72㎡、 $72/78 = 9/10$ （90%）と記している。

この間各年度の職員雇用状況報告書では、雇用者は1名であり、主な職務内容は政務調査活動及び後援会活動の秘書業務、按分率の根拠は勤務実績により政務活動業務36時間、その他の業務4時間、 $36/40 = 9/10$ （90%）と記している。

- ・令和2年度（令和2年4月）～令和3年度末（令和4年3月） 事務所費：90% 人件費：90%

この間各年度の事務所状況報告書では、後援会事務所と兼用しており、按分率の積算根拠は、全体面積78㎡に対して、政務活動に使用する面積72㎡、 $72/78 = 9/10$ （90%）

と記している。

この間各年度の職員雇用状況報告書では、雇用者は1名であり、主な職務内容は政務調査活動及び後援会活動の秘書業務、按分率の根拠は勤務実績により政務活動業務36時間、その他の業務4時間、 $36/40=9/10(90\%)$ と記している。

収支報告書から確認できる政務活動費支出額、平成29年度（平成29年4月）～令和3年度（令和4年3月）、この5年間の、事務所費合計は8,669,650円、人件費合計は12,133,390円である。

杉江友介議員の事務所の所在等は府議会ホームページから下記の通りである。

連絡先（事務所） 〒564-0025 吹田市南高浜町26-3 TEL06-6318-0055

これは、政務活動費で支出する事務所と同一住所、同一電話番号である。

大阪府選挙管理委員会ホームページからは、

日本維新の会吹田市支部事務所 代表者：杉江友介、会計責任者・事務担当者：

略

杉江友介後援会事務所 代表者：略（事務所家主企業の会長）、会計責任者：杉江友介、事務担当者：略

この2件の届出も同一住所、同一電話番号であることが確認できる。3件の事務所が混在・兼用していることが確認された。

事務所費（賃料・管理運営費）については、府議会発行の「政務活動費の各年度の手引き」及び「事務所状況報告書」※印注釈では、使用実態が明らかでない場合の充当限度割合として、第三者所有・使用形態が政務活動＋後援会活動の場合は1/2、維持管理費（光熱水費）は1/2、政務活動費＋後援会活動＋政党活動の場合は賃借料は1/3、維持管理費（光熱水費）は1/3と定められている。

続いて人件費（給料、手当、保険料等）については、「政務活動費の各年度の手引き」及び「職員雇用状況報告書」※印注釈では、証拠書類を根拠とした業務実績によらず、職務内容による場合の按分率は政務活動＋後援会活動の場合は1/2、政務活動費＋後援会活動＋政党活動の場合は1/3と定めている。

(2) その行為が違法または不当である理由

後援会及び政党活動の事実を記載する

下記の活動の事実はSNS記事・画像から確認出来る

(後援会)

- HB0. 2. 13 杉江ゆうすけ政治資金パーティ 実行委員会主催 事務局住所は上記
- HB1. 2. 23 事務所を選挙へ向けて外観改修、看板設置
- HB1. 3. 16 後援会事務所 (選挙事務所) 開き 紅白幕
- HB1. 4. 8 府議選投開票日
- R2. 2. 14 杉江ゆうすけ政治資金パーティ 実行委員会主催 事務局住所は上記

(政党)

- HB0. 6. 30 第3回定期総会 内本町コミュニティセンター 総会、議会報告会、懇親会
- HB1. 3. 3 合同議会報告会 (決起集会) 千里山コミュニティセンター
- HB1. 4. 14 吹田議会議員及び市長選挙告示 4. 21投開票
- R1. 6. 29 第4回支部総会開催
- R2. 6 第5回支部総会開催 (書面郵送開催)
- R3. 6. 5 第6回支部総会 オンライン開催
- R3. 10. 19 第49回衆議院議員総選挙公示、10. 31投開票

A 事務所費の按分率が不当である

府議会発行の「政務活動費の各年度の手引き」に下記の通り記されている

按分の考え方 (賃借料、光熱水費、維持管理費)

<原則>

- ・政務活動の使用実態に応じて按分する。
- ・光熱水費は、別メーターで実績又は使用実態に応じて按分する。
- ・維持管理費など日常維持運営に必要な経費は、面積区分などで実態按分する。

A-1 事務所状況に関する事実を列記する

- ・事務所状況報告書では、面積按分で、4/5(80%)又は9/10(90%)を採用しているが、当該事務所はそのように2用途あるいは3用途に内外部ともに区画・区分されていない。
- ・令和2年4月(2022. 4)時点での 事務所外観画像からは各級議員 4名の政治活動、事務所後援会連絡所看板 (杉江友介、東徹、はしもとじゅん、高村まさたか)

政治活動 ポスター A1-4面 A3-1面

府政相談所表示：A3程度1面

これらが設置されていることが確認できる、外観から見て取れる使途別面積比は政党事務所80%、後援会事務所10%、政務活動事務所10%と認識される。

A-2 事務所の使用状況が確認出来る事実

政党支部の収支報告では令和2年度及び令和3年度は活動及び事務の事実があるにも関わらず事務所費は計上されていない（調査研究費等の支出はある）、これらは明らかに錯誤と解される。政党支部事務所であることから最低限の政党支部運営にかかる事務連絡、党員の管理に党費の徴収等の業務は発生していると判断される。

平成31年大阪府議会議員選挙期間及び準備期間（3/16事務所開き～投開票日4/8）はほぼ全面的に選挙事務所に使用されている。また、平成31年3月29日付けの「選挙事務所設置届」においても「吹田市高浜町26-3」の同じ事務所所在地が届出されていることからこの期間は専ら選挙事務所として使用されていたと裏付けされる。

以上から、当該事務所は、政務活動、後援会、政党の3種3用途の明確な場所及び時間帯を問わず区分なく混然一体的に使用されていたと判断出来る。

B 職員の人件費の按分率が不当である。

府議会発行の「政務活動費の各年度の手引き」に下記の通り記されている

その経費に政務活動費を充当する場合は、雇用実態が客観的に確認できる証拠書類（雇用契約書、協定書（覚書）、勤務実績、毎月の支払い等）を適切に整理し、職員雇用状況を様式第12号により、報告して下さい。後援会活動など他の業務にも携わっている場合には、政務活動に従事した業務実態の割合（平均時間、日数等）や協定書（覚書）等に基づき経費を按分する必要があります。

- 1 給与対象の職員は各種書類と関係者への聞き取りから 略 氏であると解する。
- 2 政党支部の会計責任者・事務担当者： 略 と明記があり少なくとも政党支部事務所運営の事務連絡、党員の管理に党費の徴収等の業務は当然発生している。
- 3 政党支部の収支報告書には令和2～3年度は人件費の計上はなされていない。
- 4 政党支部にかかる事務は政務活動費の按分の対象とはなっていない。
- 5 この職員が街頭での政党活動を行っていることは多くの目撃証言とSNSでの記事画像から明らかである。この活動は概ね朝夕行われ、準備と移動に片づけを合わせ

ると3～4時間程度は要する。また、大阪市内での活動も確認され、その活動範囲は吹田市内に限らない。

6 上記手引に明記の「雇用実態が客観的に確認できる証拠書類（雇用契約書、協定書（覚書）、勤務実績）」とは一般的に時間刻みの従事した業務、外出移動の全ての記録が必要と解されるがそれらは示されていない。

7 以上から、政務活動費で支払われる人件費を、政党の活動にかかる労務の対価として支払われていたと判断できる。

C 採用すべき按分率

以上、A及びBからは、杉江友介議員が各報告書に記載する按分率に根拠はなく、事実と明らかに異なる数値と判断される。この報告する議員本人・後援会・政党にとって好都合であり極度に偏った8/10や9/10という数値を採用するには明確な証拠が必要であるがそれらは一切示されていない、またそれらを証明するには厳密な労務管理のデータや物理的な事務所の区画と使用状況の記録が必要であり現実には不可能である。

政党支部としての支出計上では、令和2年度3年度については、政党支部としての活動実態があるにも関わらず事務所費及び人件費の計上も為されず、人件費については調査の5年間政務活動費からの按分もなされていない、厚意で無償の労務提供という釈明は現実に政務活動費で極度に偏った按分率で支出している状況からは説明のつくものではない。

また、杉江議員本人が報告・申告する按分率であるが、調査対象の平成29年度から前述の通りその具体的根拠が示されていないが、平成31年度5月分から、これは統一地方選挙大阪府議会議員選挙の直後であるが、その按分率の引き上げが、事務所費は4/5から9/10へ、人件費は3/5から9/10へと実施されている、区画変更工事の証明などこの引き上げの根拠や妥当性は全く示されていない、この点からも按分率は報告する議員の個人的都合と恣意性によってのみ採用されていると判断出来る。

よって、その事務所費・人件費それぞれ1/3の按分率の採用も適切か否かも説明がつかないが、平成29年度以降5年間、事務所費・人件費については、政務活動費の手引きに従い、それぞれ1/3の按分率を適用することが適当と判断される。

(3) その結果、大阪府に生じている損害

別表1に、杉江議員本人の収支報告により政務活動費で支払われた事務所費・人件費の金額と、按分率を1/3を採用した場合の金額の計算・比較を行った、結果は平成2

9年度から令和3年度の5年間において

政務活動費として支出された金額の合計（表のH11欄） : 20,803,040円

按分率：1/3を採用した場合の金額の合計（表のH22欄） : 8,650,583円

その差分（表のH25欄）：12,152,457円

となる、よって杉江議員による錯誤の収支報告により過分に支出された金員12,152,457円が大阪府に生じている損害である。

（4） 請求する措置の内容

以上から、大阪府知事は平成29年度から令和3年度の5年間において、杉江友介議員の不当な政務活動費の会計処理により被った損害の徴収を怠っていることは明白である。

「違法若しくは不当に公金の徴収若しくは財産の管理を怠る事実」を対象として、監査委員は大阪府知事に対して、府議会政務活動費の趣旨に鑑み、前掲の不適切な事項について実態調査を実施し、不正請求の金員12,152,457円について不当利得返還請求権及び不法行為に基づく損害賠償権を行使するよう勧告することを求める。

（5） 財務会計行為から1年以上経過している正当な理由

また、本請求は地方自治法第242第1項に定める「怠る事実」として監査請求の対象とするものであると同時に、昨年末以来報道されている大阪維新の会吹田市議団の政務活動費の私的流用にかかる事案に伴い、請求人が同じ大阪維新の会吹田支部長を努める杉江友介議員の事務所の状況と、大阪府議会ホームページにて公表されている同議員の収支報告書を通覧することにより、収支報告と実際の状況に大きな乖離があると認め、多大な労力・時間・費用を費やして検討したことに基づくものである。このような調査検討作業は通常一般の注意義務の範疇を超越しており把握することの出来ない「正当な理由」に該当するものである。

今回は吹田市議会の事件をきっかけに偶々請求人が疑念を抱き調査を行うことに起因したものであり、常日頃から不正があることを前提に全てのデータを調査検討することを通常求めてはいないと解するものと同様である。類似の監査請求事例では、平成28年11月、茨木市に於いて支出の時点からは一年以上経過しているにもかかわらず「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」を監査請求の対象としている」として監査請求を受理し監査を行っていることを申し添える。

（6） その他

手引きの17P (13) 事務所費（賃料・管理運営費）では

自己所有物件及び生計を一にしている親族（6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）の所有物件の賃料ないし使用料、分担金の支払いに政務活動費を充当することはできません。

このように明記がある、杉江友介議員の事務所物件賃貸契約先の森繁建設株式会社は、この事務所で混在・兼用する杉江友介後援会の会長： 略氏が会長を務める企業である。手引きに示す親族には該当しないが、議会の政務活動と政治家の後援会活動という、明確に区分すべき相手方に政務活動費が、しかも不当な按分率で支出されていることは明らかに問題であると考えます。また、この吹田市では、当時の市長が自らの後援会幹部企業へ単独随意契約で工事を発注し、百条特別委員会が設置されたことは記憶に新しいところである。

さらには、この政務活動費の支出等扱いを検査する権限は議長にあり、実務は議会事務局が補助すると思われるが、事務局の任命権は議長にあり、議長はいわば議員の同僚である、このような状況で厳密な検査と適切な運用が可能であるか疑問が残る、第三者による検査が行われる状況こそ必要と考える。

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

事実証明書（略）

(別紙2) 政務活動費執行にあたっての基本原則

○政務活動費執行にあたっての基本原則

政務活動費は、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、府政に関する調査研究その他の活動に要した費用の実費に充当することを原則（実費弁償の原則）とした上で、会派及び議員が使途等について説明責任を果たすために、次に掲げる三原則を満たすものとする。

★必要性・妥当性の原則

- ・ 府政に関する課題や問題点に関する調査研究その他の活動であること
- ・ 府政の監視機関である議会の役割に則した調査研究その他の活動であること
- ・ 住民意思を代表し、実現させる政策形成に寄与する調査研究その他の活動であること

★証拠主義の原則

- ・ 政務活動を裏付ける客観的な証拠があること
- ・ 政務活動の内容が説明できること
- ・ 政務活動費の会計帳簿及び支出の証拠書類(領収書等)が必ず保管されていること

★透明性の原則

- ・ 収支報告書とともに、収入・支出が記載された会計帳簿等の写しを提出すること
- ・ 会計帳簿には、「日付・金額・内容など」を一件ごとに記載すること
- ・ 領収書等が入手できないときは支払明細書により明らかにすること

(別紙3) 政務活動費を充当することができる経費

別表第一 会派に交付する政務活動に要する経費 (第2条関係)

(略)

別表第二 議員に交付する政務活動に要する経費 (第2条関係) (抜粋)

経費	内容
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

使途基準の考え方

議員に交付する政務活動に要する経費（抜粋）

項目	内容	主な例	考え方
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所の賃借料、管理運営費等	・政務活動に資する事務所の設置及び管理が対象となる。
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、社会保険料、賃金等	・政務活動に資するための人件費である。

使途基準の運用指針（抜粋）

(12) 事務所費（賃料・管理運営費）

▶ 事務所の要件

事務所にかかる経費は、次のような事務所としての要件を備えており、実際にそこが政務活動に使用されている場合に政務活動費を充当できます。なお、事務所の購入費（不動産の購入費、建築工事費など）に政務活動費を充当することはできません。

- ・ 事務所としての外形上の形態を有していること。
- ・ 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。
- ・ 賃貸の場合は、議員が契約者となっていること。

☆ なお、事務所概要を様式第11号（66ページ参照）により報告して下さい。

- ▶ 自己所有物件及び生計を一にしている親族（6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）の所有物件の賃料ないし使用料、分担金の支払に政務活動費を充当することはできません。

「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることを要件とするものでもありません。常に生活費、学資金、医療費等を送金している場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生

活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

〔国税庁所得税基本通達 2-47 抜粋〕

- ▶ 議員若しくは生計を一にしている親族が法人の代表者・役員等の地位にあり、その法人から事務所を賃借し、賃借料を支払う場合には、当該法人に独立した法人格を認めることに疑義がある（自己若しくは生計を一にしている親族への支払いと同視すべきである）【※】と判断される時は、政務活動費を充当することはできません。

※「当該法人に独立した法人格を認めることに疑義がある」とは、法人と個人（代表者等）の間の財産の混同、明確な会計区分の欠如など法人が実質的に個人と同一視される場合などです。

- ▶ 按分の考え方（賃借料、光熱水費、維持管理費）

<原則>

- ・ 政務活動の使用実態に応じて按分する。
- ・ 光熱水費は、別メーターで実績又は使用実態に応じて按分する。
- ・ 維持管理費など日常維持運営に必要な経費は、面積区分などで実態按分する。

（面積で按分する場合）

$$\text{按分割合(\%)} = \frac{\text{政務活動の使用面積 (A)}}{\text{政務活動の使用面積 (A) + その他の活動の使用面積 (B)}}$$

（時間で按分する場合）

$$\text{按分割合(\%)} = \frac{\text{政務活動の使用時間 (A)}}{\text{政務活動の使用時間 (A) + その他の活動の使用時間 (B)}}$$

<使用実態で按分することができない場合の充当限度割合>

所有形態	使用形態	賃借料	光熱水費	維持管理費
第三者所有	政務活動＋後援会活動	1 / 2	1 / 2	1 / 2
	政務活動＋後援会活動 ＋政党活動	1 / 3	1 / 3	1 / 3
自己所有・生計 を一にする親族 所有	政務活動＋後援会活動	—	1 / 2	1 / 2
	政務活動＋後援会活動 ＋政党活動	—	1 / 3	1 / 3
自宅兼用	政務活動＋後援会活動	—	1 / 4	1 / 4

	政務活動+後援会活動 +政党活動	—	1 / 6	1 / 6
--	---------------------	---	-------	-------

(17) 人件費

- ▶ 政務活動の補助業務のために雇用した職員の給料、手当、社会保険料、アルバイト賃金等に政務活動費を充当することができます。ただし、生計を一にしている親族を雇用する場合、その給与等に対して政務活動費を充当することはできません。

その経費に政務活動費を充当する場合は、雇用実態が客観的に確認できる証拠書類（雇用契約書、協定書（覚書）、勤務実績、毎月の支払い等）を適切に整理し、職員雇用状況を様式第12号（地方税法第317条の6の規定に基づき提出した給与支払報告書の写しを添付）により、報告して下さい。（68・70ページ参照）

ただし、その者が後援会活動など他の業務にも携わっている場合には、政務活動に従事した業務実態の割合（平均時間、日数等）や協定書（覚書）等に基づき経費を按分する必要があります。

按分割合(%) =	$\frac{\text{政務活動業務 (時間、日数) (A)}}{\text{政務活動業務 (時間、日数) (A) + その他の業務(時間、日数)}}$
-----------	---

(人件費支出の留意事項)

人件費の支出に際しては、下表の項目に留意が必要です。

個別のケースに応じて手続き等が異なりますので、必要に応じて関係機関へ問合せの上、適切な手続きを行って下さい。

なお、これらは、政務活動費を充当しているか否かにかかわらず雇用主として発生する義務等ですので、充分ご留意下さい。

項目	概要	問合せ先
所得税 (源泉徴収)	給与等の支払をする者は、その支払に係る金額につき、所得税の源泉徴収を行う義務があり、源泉徴収した所得税は、国に納めなければなりません。	管轄税務署
住民税 (給与支払報告書)	源泉徴収義務者は、1月31日までに給与等を受けている者の居住地の市町村に給与支払報告書を提出しなければなりません。これにより市町村で住民税を計算します。	職員等の居住地の市町村
労働基準	労働時間は、原則として、1日に8時間、1週間に	管轄労働

	40時間以内です。6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を与えなければなりません。少なくとも毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の日を与えなければなりません。	基準監督署
最低賃金	最低賃金法に基づき地域別の賃金の最低限度額が定められており、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。	管轄労働基準監督署
健康保険	労働者が病気やけがをしたときなどに必要な保険給付を行う制度です。	管轄年金事務所
厚生年金保険	労働者が老齢、障害、死亡の場合に国民年金に上乘せして、給付を行う制度です。	管轄年金事務所
雇用保険	労働者が失業した場合等に失業給付金等が支給される制度です。原則として、強制加入です。	管轄ハローワーク
労災保険	労働者が業務上の災害や通勤による災害を受けた場合に、必要な保険給付を行う制度です。強制加入です。	管轄労働基準監督署

他に「給与支払事務所等の開設届出書」を管轄税務署に提出する必要があります。

○政務活動費の充当が不適当な例

1 公職選挙法、その他法令等の制限に抵触する事項

例) 「公職選挙法」(第199条の2)] (96ページ参照)

寄附に該当する経費(お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供)

2 政党活動への支出

例) ・党大会への出席

- ・政党活動、府連(政党等)活動
- ・政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・政党組織の事務所の設置維持経費(人件費を含む)
- ・党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・政党の役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費

3 選挙活動への支出

例) ・衆・参議院議員選挙、府議会議員、知事、市町村長・議員選挙などに当たつての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成

- ・上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等)

4 後援会活動への支出

例) ・後援会活動のための経費

- ・後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・後援会主催の報告会等の開催経費
- ・後援会が主催し、主として会員を対象とする府政報告会の経費

5 私的経費への支出

例) ・団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席

- ・慶弔餞別費等(病氣見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費)
- ・冠婚葬祭の出席(葬儀、祝賀会、結婚式、祭祀・祭礼等)
- ・宗教活動(檀家総代会、報恩講、宮参り等)
- ・私的用途による観光、レクリエーション、旅行
- ・親睦会、レクリエーション等のための経費
- ・議員個人の私的目的のために使用する経費(趣味、個人としての研鑽のため)

めの資格獲得等プライベートな活動)

6 科目別 (抜粋)

<事務所費>

- ・事務所購入費、建築費
- ・事務所に掲示する絵画等の美術品・装飾品
- ・政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要と認められない備品等の設置

<人件費>

- ・生計を一にする親族を雇用する経費